

令和6年度答申第57号
令和6年12月6日

諮問番号 令和6年度諮問第53号（令和6年10月17日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 商標登録出願却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、商標登録出願（商願a。以下「本件出願」という。）をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が法律で定められた期間内に登録料を納付しなかったとして、商標法（昭和34年法律第127号）77条2項において準用する特許法（昭和34年法律第121号）18条1項の規定に基づき、本件出願を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）商標登録の査定

商標法16条は、審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならないと規定する。また、商標法17条は特許法52条2項を準用し、特許庁長官は、査定があったときは、査定の謄本を商標登録出願人に送達

しなければならないと規定する。

(2) 商標権の設定の登録に係る登録料の納付

ア 商標法40条1項は、商標権の設定の登録を受ける者は、登録料を納付しなければならない旨規定し、同法41条1項は、上記登録料は、商標登録をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から30日以内に納付しなければならない旨規定する。

イ 商標法41条3項は、登録料を納付すべき者は、同条1項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料を納付することができる旨規定し、商標法施行規則（昭和35年通商産業省令第13号）18条4項は、上記の経済産業省令で定める期間について、商標法41条1項に規定する期間の経過後2月とする旨規定する。

ウ 商標法41条4項は、登録料を納付すべき者がその責めに帰することができない理由により、同条3項の規定により登録料を納付することができる期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から14日以内でその期間の経過後6月以内にその登録料を納付することができる旨規定する。

(3) 登録料の分割納付

ア 商標法41条の2第1項は、商標権の設定の登録を受ける者は、同法40条1項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができ、商標登録をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から30日以内に納付すべき登録料（以下「前期分割登録料」という。）を納付しなければならない旨規定する。

イ 商標法41条の2第3項は、前期分割登録料を納付すべき者は、前期分割登録料を納付すべき期間内に前期分割登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、前期分割登録料を納付することができる旨規定し、商標法施行規則18条5項は、上記の経済産業省令で定める期間について、商標法41条の2第1項に規定する期間の経過後2月とする旨規定する。

ウ 商標法41条の2第4項は、前期分割登録料を納付すべき者がその責めに帰することができない理由により、同条3項の規定により前期分割

登録料を納付することができる期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から14日以内でその期間の経過後6月以内にその登録料を納付することができる旨規定する。

(4) 手続の却下

商標法77条2項は特許法18条1項の規定を準用し、特許庁長官は、商標権の設定の登録を受ける者が所定の期間内に登録料を納付しないときは、その手続を却下することができる旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和4年8月18日、標準文字からなる「A」という商標について、指定役務（当該商標を使用する役務）を「第b類」及び「第c類」とする商標登録出願（商願a）（本件出願）をした。

（商標登録出願）

- (2) 特許庁審査官は、令和5年4月17日付けで、本件出願について商標登録をすべき旨の査定（以下「本件登録査定」という。）をし、本件登録査定の謄本は、同月22日、審査請求人に対して送達された。これにより、登録料の納付期間は、令和5年5月22日までであったが、審査請求人は、登録料を納付しなかった。

（登録査定、登録査定に係る郵便物等配達証明書）

- (3) 処分庁は、令和5年6月30日付けで、審査請求人に対し、登録料の納付がない旨を通知した（以下「本件却下処分前通知」という。）。)

(令和6年11月1日付け審査庁の主張書面、却下処分前通知（はがき）の見本)

- (4) 審査請求人は、上記(2)の納付期間の経過後2月の末日である令和5年7月24日まで（以下同年4月22日から同年7月24日までを「本件納付期間」という。なお、同月22日及び23日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）1条1項1号に掲げる日に該当するため、商標法77条1項において準用する特許法3条2項の規定により、所定の納付期間の末日は同月24日となる。）に登録料を納付しなかった。

（商標登録料納付書（令和5年11月24日提出））

- (5) 処分庁は、令和5年8月21日付け（同月25日発送、同月26日到達）で、審査請求人に対し、商標法41条又は41条の2に規定する期間内に登録料の納付がなかった（以下このことを「本件期間徒過」という。）として、

商標法 77 条 2 項において準用する特許法 18 条 1 項の規定に基づき、本件出願を却下する処分（本件却下処分）をした。

（出願却下の処分、郵便物等配達証明書、起案書目録照会詳細画面）

- （6）審査請求人は、令和 5 年 11 月 24 日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。また、審査請求人は、同日、所定の期間内に登録料を納付することができなかったことについて「責めに帰することができない理由」があるとして、商標登録料納付書を提出し、前期分割登録料を納付した。

（審査請求書、商標登録料納付書（令和 5 年 11 月 24 日提出））

- （7）審査庁は、令和 6 年 10 月 17 日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

- （1）本件出願の期間管理に関し、本件却下処分前に、処分庁が注意喚起のために送付したという本件却下処分前通知の郵送先は、審査請求人が本社としている審査請求人の代表者（以下「代表者」という。）の自宅兼オフィスであって、代表者以外の誰も確認ができないところが郵送先となっているため、その他の審査請求人の取締役は本件却下処分前通知を確認できていなかった。また、審査請求人の取締役であった B は令和元年 6 月 10 日に既に辞任意思を表明しており、もう一人の取締役である C は投薬の副作用により歩行及び外出が困難な状況であって、会社の経営管理を委任することは不可能であった。そのうえ、部署も秘書も存在しないから、本件出願の期間管理は代表者がする以外にはない状況であった。
- （2）登録料を納付すべき代表者が、交通事故の頭部外傷の後遺症で、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、神経疲労等の症状が継続しており、体調不良が続いていたため、本件納付期間の徒過に気付くのに時間を要した。代表者においては、交通事故の後遺症として高次脳機能障害による注意障害、記憶障害があり、見落とし、確認忘れが多い状態が続いており、また、高次脳機能障害はある程度の回復までに 10 年位はかかるもので、交通事故から約 5 年たった今も、日常生活において後遺障害による弊害が多いため、本件期間徒過を回避すべく措置を講ずる意識を持つことさえも不可能であった。そして、たまたま本件納付期間を徒過したことに気がつき、令和 5 年 11 月 24 日に特許庁において商標法 41 条の 2 第 1 項所定の登録料

(前期分割登録料)を納付した。

注意障害とは、郵便物を後で開こうと思いそのまま失念してしまうような症状であり、処分庁は、代表者において通常の注意力があるとはいえないことを理解していない。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

- 1 審査請求人の主張を総合的に勘案すれば、本件納付期間内に商標法40条1項所定の登録料又は41条の2第1項所定の前期分割登録料を納付できなかったことにつき、審査請求人に商標法41条4項又は41条の2第4項所定の「責めに帰することができない理由」が存在するとの主張と解するのが相当であるため、以下、この点について検討する。
- 2 商標法41条4項又は41条の2第4項所定の「責めに帰することができない理由」とは、商標登録料の納付に関する例外的な取扱いの要件であることから、天変地変や本人の重篤のような客観的理由により手続をすることができない場合のほか、通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由により、所定の期間内に納付できなかった場合をいうものと解するのが相当である（知的財産高等裁判所平成22年9月22日判決（平成22年（行コ）第10002号）参照）。
- 3 審査請求人は上記第1の3（1）の主張をするが、その事実を認めるに足る証拠はない。

また、上記第1の3（2）の主張については、仮に、上記第1の3（1）に記載のとおり、代表者以外の取締役2名が既に辞任又は投薬の副作用により業務遂行が困難な状況にあり、商標登録出願の期間管理を代表者のみが行っていたとしても、以下のとおり、本件期間徒過につき、審査請求人に「責めに帰することができない理由」は認められない。

ア 審査請求人は、代表者につき、平成30年12月25日、交通事故で頭部を強打し、平成31年1月11日及び同年2月23日に撮影したMRIの画像及びその症状などから、高次脳機能障害と診断された旨の令和6年2月23日付け診断書を提出している。同診断書によれば、通常、高次脳機能障害の回復には長期間を要するとされる。また、審査請求人は、代表者につき、令和5年9月23日付け「診断書（精神障害者保健福祉手帳

用)」を提出しているところ、同診断書においては、おおむね過去2年間の病状・状態像等について、エピソード記憶の低下、遂行機能障害、注意障害、神経疲労の障害があり、その具体的程度、症状等としては、集中力を要する作業が困難、複数の作業を並行して行うことが難しい、仕事が進まず、外出時に鍵や携帯などを忘れるなどと記載されており、日常生活能力の程度としては、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」ものとされている。加えて、審査請求人は、代表者が令和5年11月1日及び同月29日を診療日とする受診予約をした旨のD病院における「予約票」及び代表者の「検査詳細情報」も提出している。

しかしながら、これらの診断書に記載された診断内容等、予約票及び検査詳細情報からは、本件納付期間である令和5年4月22日から同年7月24日までの間、代表者が商標登録料の納付手続を行うことができないほどの状態にあったとは認められない。

イ かえって、代表者は本件出願を令和4年8月18日に代理人に委任することなく自ら行っており、本件出願に対する令和5年1月30日付け拒絶理由通知につき、同年2月7日及び同年3月13日に審査官から同拒絶理由書の趣旨の説明を受けた上で、補正案につき会話をしており、その内容を理解した上で同月15日に自ら手続補正書を提出した。

そうすると、代表者は、少なくともこれらの時点においては、処分庁に対する手続を自ら行える状態にあったといえ、その後、同人の症状が悪化したことを示す資料もないことを踏まえると、本件納付期間中も登録料を納付することができないと認められる具体的事情があったことはいかなるわけでもない。

また、代表者は平成31年2月23日、E病院に入院後、高次脳機能障害と診断されたことなども踏まえると、本件納付期間以前より自らの症状を認識していたといえるところ、なおさら、本件期間徒過の発生を予見できたといえ、本件期間徒過の発生を回避すべく第三者に納付手続の期間管理及び納付手続を委任するなどの措置を講ずる必要があったというべきである。しかしながら、代表者がこれらの措置を講じたことは認められない。

したがって、本件期間徒過について、審査請求人に商標法41条4項又は41条の2第4項所定の「責めに帰することができない理由」があったといえることはできない。

4 その他、一件記録を精査しても、本件却下処分の適法性及び妥当性に疑義を差し挟む事情は見当たらない。

5 以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和6年10月17日、審査庁から諮問を受け、同年11月21日及び同年12月5日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和6年11月1日及び同月14日、主張書面及び資料の提出を受け、審査請求人から、同月8日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、審査請求書の受付（令和5年11月24日）から本件諮問（令和6年10月17日）までに約10か月の期間を要しているところ、再反論書の受付（同年5月16日）から審理員意見書の提出（同年10月2日）までに4か月以上を要している。

このような期間を要したことについて審査庁は、本件固有の特段の事情があるわけではなく、今後は迅速な手続となるよう計画的な案件管理に努めるとのことであった。

しかし、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）を踏まえると、審理員は、再反論書が提出された後、更なる審理の必要がないのであれば、速やかに審理を終え、審理員意見書を提出することが求められる。審査庁は、審査請求事件の進行管理方法を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

(2) 上記(1)で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件出願の商標登録出願人である審査請求人は、上記第1の2の(2)及び(4)に記載のとおり、本件登録査定の際の謄本の送達があった令和5年4月22日から30日以内（同年5月22日まで。）に商標法40条1項所定の登録料又は41条の2第1項所定の前期分割登録料を納付せず、かつ、上記納付期間経過後の2月以内（同年7月24日まで。なお、本件納付期間の末日が同日となるのは、上記第1の2の(4)に記載のとおりである。）に、上記登録料又は前期分割登録料を納付しなかった（本件期間徒過）。これらを理由としてなされた本件却下処分が適法か否かは、審査

請求人に、商標法41条4項又は41条の2第4項所定の「責めに帰することができない理由」が認められるか否かによることとなる。

(2) そこで、本件期間徒過について、審査請求人に商標法41条4項又は41条の2第4項所定の「責めに帰することができない理由」が存在するか、以下、検討する。

ア 「責めに帰することができない理由」とは、前述の知的財産高等裁判所判決に従い、通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由により、所定の期間内に登録料等を納付できなかった場合と解するのが相当である。

イ 審査請求人は、本件期間徒過の理由として、代表者には交通事故に由来する高次脳機能障害の症状である注意障害、記憶障害があり、見落とし、確認忘れが多い状態が続いていることをあげている。また、高次脳機能障害はある程度の回復までに10年位はかかるもので、事故から約5年たった今も、日常生活において後遺障害による弊害が多い旨主張する。

そして、審査請求人は、上記主張の根拠として、審査請求書及び反論書に添付して、代表者に係る①令和5年11月1日及び同月29日を診療日とする受診予約をした旨のD病院における「予約票」及び代表者の「検査詳細情報」、②令和5年9月23日付けF病院発行の「診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」及び③令和6年2月23日付けE病院発行の診断書を提出している。

上記③によれば、代表者が交通事故の際の頭部外傷により平成31年2月ごろから高次脳機能障害を発症していることが認定できる。

しかしながら、代表者は本件出願を高次脳機能障害の発症後である令和4年8月18日に代理人に委任することなく自ら行っていること、また、本件出願に対する令和5年1月30日付け拒絶理由通知に係る補正手続も自ら行っていることから、少なくとも、それらの時点においては、代表者において所要の手続を遂行できないような状態にはなかったことが認められる。

また、上記の根拠資料の記載内容を見ても、本件出願時点から本件納付期間までの間の代表者の症状が具体的にどのようなものであったかは示されていない。

したがって、代表者が本件納付期間にわたり、常時注意を尽くせない状

態であったとは認められない。

ウ 次に、審査請求人は、代表者の自宅が本社であって、代表者以外には本件却下処分前通知を確認することができず、審査請求人の他の取締役の状況から会社の経営管理を委任することは不可能であったため、代表者のみが本件出願の期間管理をするほかなかった旨、また、高次脳機能障害の症状である注意障害により、郵便物を後で開こうと思い、そのまま失念してしまうような症状があるため、代表者において通常の注意力があるとはいえないことを処分庁は理解していない旨主張する。

しかしながら、代表者は、平成31年2月の時点で高次脳機能障害と診断され、本件納付期間以前から自らの症状を認識していた以上、期間徒過の発生を含め、手続を失念する等の過誤の発生を予見し、当該過誤を避けるための措置をとることができたと考えられる。すなわち、代表者は、いつ、どの程度の症状が発生するかまでは予期できなくても、所要の手続を遂行できないほどの状態に常にあったわけではなかったのであるから、当該過誤の発生に備えて、あらかじめ、しかるべき第三者に手続を委任する等の手段を講じるといった注意を尽くすことは可能であったといえる。

そうすると、審査請求人についても、上記のような過誤を避けるため、たとえば社外の第三者に手続を委任するなどの措置を講ずることが期待されるところ、審査請求人において、そのような措置を講じた様子は見受けられない。

したがって、本件期間徒過は、通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由により、所定の期間内に登録料等を納付できなかった場合には当たらない。

エ よって、本件期間徒過について、審査請求人に商標法41条4項又は41条の2第4項所定の「責めに帰することができない理由」は存在しない。

オ なお、審査請求人は、令和5年11月24日に特許庁において登録料（前期分割登録料）を納付したと主張するが、上記のとおり審査請求人に商標法41条4項又は41条の2第4項所定の「責めに帰することができない理由」が存在するとはいえない以上、本件納付期間の徒過後になされた納付は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(3) 以上によれば、処分庁が、法律で定められた期間内に登録料の納付がなかったとして、商標法77条2項において準用する特許法18条1項の規

定に基づき、本件却下処分をしたことに違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	佐	脇	敦		子
委	員	中	原	茂		樹